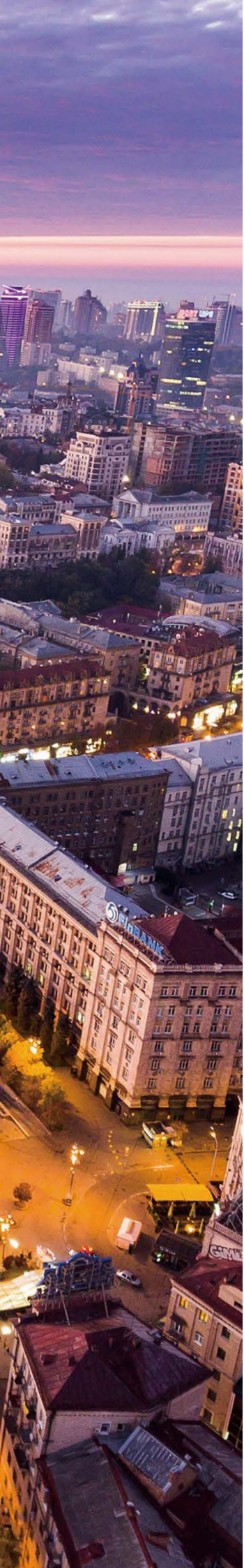




# ウクライナ避難民との 地域共生に向けて





## 目次

まえがき	3
1. 日本社会におけるウクライナ避難民の現状	4
日本におけるウクライナ避難民の受け入れ	4
2. ウクライナ避難民に対する国内の支援状況と課題	6
日本国内における支援状況と課題	6
PwCコンサルティングの取り組みとNPO法人KRAIANY	7
3. KRAIANYの支援を通して見えた社会課題と解決への方向性	8
① 避難民の生活基盤を整える支援	8
② 避難民の社会参画支援の拡充	10
③ 地域共生に向けて	12
4. PwCコンサルティングのSPDP活動における今後の取り組み	13
5. 座談会（編集後記に代えて）	14
企画趣旨	14
座談会	14

## まえがき

2014年3月、ロシアによるクリミア併合、ウクライナ東部での戦闘が開始され、2022年2月、ロシアによるウクライナへの侵攻が開始されました。以降、世界中で多くの難民が発生しており、地理的に離れた日本にも多くの方が避難しています。

このような状況に対して、PwC Japanグループ（以下、PwC Japan）の有志メンバーは、プロボノ支援（SPDP）という形で解決の糸口を探しました。本稿では、PwC Japanが行ってきた社会課題解決に対する取り組みの一環として、日本へのウクライナ避難民支援の実例を取り上げ、その軌跡と結果を示すとともに、支援を通して浮き彫りになった日本社会が抱える課題とその解決方法について考察します。

1 PwCのPurposeである「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」を体現する活動として、2017年4月に開始したプログラム。  
コンサルティング業務等で培った経験や知見・能力をNPO・NGOといった非営利団体に無償で提供するとともに、従業員に対して、社会課題解決の現場で活躍する機会の提供を通し、成長を促している。  
これまでに35の団体を対象に68のプロジェクト支援を行い、延べ400名以上のコンサルタントが参加した。



# 1

## 日本社会における ウクライナ避難民の現状

### 日本におけるウクライナ避難民の受け入れ

2014年3月のロシアによるクリミア併合、ウクライナ東部での戦闘開始から約10年、2022年2月のウクライナ侵攻からは、およそ2年が経過した今もなお、停戦・和平交渉への道は見えていません。侵攻以降、より安全な場所を求めて国外へ避難するウクライナ国民が増加しています。

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）によると、2022年2月から2023年10月3日現在までの間に、ウクライナから国境を越えて避難した避難民の数は620万人と、非常に多く

の人々が住む場所を追われており、そのうちEUの国々へ逃れた避難民は583万人、EU外へは37万人となっています<sup>2</sup>。

日本の出入国在留管理庁によると、日本国内へ逃れた避難民の数は2023年10月13日時点で2,523人となっています。男女別に見ると、男性705人、女性1,818人、年代別では、18歳未満が447人、18歳以上61歳未満が1,742人、61歳以上が324人となっています<sup>3</sup>。

### ウクライナ避難民の定義と運用

日本におけるウクライナ「避難民」とは、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け国外への避難を余儀なくされた人であり、難民条約で定義されている「難民」とは異なる位置づけとなっています。

今日のウクライナ「避難民」の受け入れは、官邸主導の政治的判断によりなされ、ウクライナから逃れた国から迅速に日本への入国を可能にするために、現行の査証（ビザ）発

給手続きの簡素化によって短期滞在査証（ビザ）が発給され、入国後、速やかに短期滞在から特定活動への在留資格の変更を受けるといった特例措置による運用となっています。

日本においては、欧州と異なり国民健康保険の無償化や住民税の免除など手厚い待遇で「避難民」を受け入れている一方で、認定プロセスを通し受け入れる「難民」「準難民（補完的保護対象者）<sup>4</sup>」とは異なって、永住権を認めない暫定的な受け入れ体制となっているのが実情です。

2 [https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine?\\_gl=1\\*1ji6t91\\*\\_ga\\*MTg5MDExNDc2NS4xNjk2OTcxNzU5\\*\\_ga\\_0M3C3220SN\\*MTY5Njk3MTc1OC4xLjAuMTY5Njk3MTc1OC4wLjAuMA..\\*\\_rup\\_ga\\*MTg5MDExNDc2NS4xNjk2OTcxNzU5\\*\\_rup\\_ga\\_EVDQJTJ4LjAuMTY5Njk3MTc1OS4xLjAuMTY5Njk3MTc1OS4wLjAuMA..#\\_ga=2.130554895.1696611274.1696971762-1890114765.1696971759](https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine?_gl=1*1ji6t91*_ga*MTg5MDExNDc2NS4xNjk2OTcxNzU5*_ga_0M3C3220SN*MTY5Njk3MTc1OC4xLjAuMTY5Njk3MTc1OC4wLjAuMA..*_rup_ga*MTg5MDExNDc2NS4xNjk2OTcxNzU5*_rup_ga_EVDQJTJ4LjAuMTY5Njk3MTc1OS4xLjAuMTY5Njk3MTc1OS4wLjAuMA..#_ga=2.130554895.1696611274.1696971762-1890114765.1696971759)（2023年10月18日閲覧）

3 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001388202.pdf>（2023年10月18日閲覧）

4 難民認定には至らないものの、母国が紛争中で帰国できない外国人らを「準難民（補完的保護対象者）」として認定し、在留を認めて保護対象とする制度が2023年12月1日に施行。

図表1：受け入れ制度の比較

	難民	準難民 (補完的保護対象者)	避難民
認定区分	難民認定制度（法務大臣）	準難民認定制度（法務大臣） ※2023年12月1日に施行	なし
法的根拠	出入国管理および難民認定法（入管法）		なし
在留資格・期間	あり (5年在留後 → 永住権へ切替も)		あり (90日間在留資格 → 1年の特定活動)
概要	定義が難民条約によって決められている 1951年難民条約、1967年難民議定書によって、人種、宗教、国籍、政治的意見、あるいは特定の社会集団に所属するという理由で、自国にいと迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れ、国際的保護を必要とする人々	難民条約上の難民には該当しないが、国際保護を必要としている 左記には該当しないが、①恣意的な生命の剥脱、②拷問、非人道的もしくは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰、③無差別暴力による生命、身体、安全または自由への重大な脅威を受けるという「合理的な危険を有する人々」	難民・準難民には該当しないが、政府の特例措置で受け入れられている 紛争や政治的な迫害、そして災害等によって非自発的な移動を強いられている人々で、難民・準難民に該当しない人々

出所：各種資料よりPwC作成

### ウクライナ避難民が抱える課題

日本財団が実施したアンケート<sup>5</sup>（18歳以上のウクライナ避難民を対象、2022年12月）によると、4人に1人となる24.7%の避難民が、「できるだけ長く日本に滞在したい」と定住の意向を持っています。「ウクライナの状況が落ち着くまでは、しばらく日本に滞在したい」と回答した人と合わせると、65.5%の避難民が長期での日本滞在を希望していることが明らかになっています。

また、避難民の心身の状況（直近2週間）として当てはまるものとして、「眠れないことがある」「物事に集中できない」「孤独を感じる」「体調を崩している」と答えた方がおよそ2人に1人は存在しており、「心身のケア」が必要になっていることが分かります。

加えて、給付金、生活物資の提供以外で必要とする支援については、多い順に「遊び、観光」（55.9%）、「仕事の紹介、職業訓練」（39.2%）、「地域の支援団体、支援希望者とのマッチング」（36.7%）、「日本人の仲間づくり」（36.0%）となっており、「社会参画支援」が重要であることが分かります<sup>6</sup>。

これらのことから、「心身のケア」や「社会参画支援」など、紛争や戦争による難民・避難民特有の課題を踏まえた支援が必要となっています。

特に、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け国外への退避を余儀なくされたウクライナ避難民においては、以下のようなさまざまな状況が重なって連鎖し、社会参画および社会的自立が阻まれている状況が見られます。

#### <社会的自立を阻害する悪循環>

- 突発的に避難を強いられたことで、生活の準備（生活物資の確保、メンタリティの維持）が不十分
- 必ずしも望んで日本に来ているわけではないため、日本社会に馴染むインセンティブが乏しい
- 語学に堪能であるケースは少なく、就労に課題を抱えやすい
- 就労が難しく社会的役割が与えられず周囲から孤立してしまう
- メンタル面の問題（PTSD、将来の不安、罪悪感など）によりさらに孤立してしまう

5 <https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/pr/2022/20221215-83117.html>（2023年10月18日閲覧）

6 給付金、生活物資の提供以外の支援で「遊び、観光」が約5割である理由としては、ウクライナからの避難民は慣れない環境下においてストレスを抱えやすく、精神的な安定のためにレクリエーションが必要であることが考えられる。



## 2

# ウクライナ避難民に対する 国内の支援状況と課題

### 日本国内における支援状況と課題

日本国内におけるウクライナ避難民に対する支援者としては、「国」「地方自治体」「公的支援団体」「民間支援団体」が挙げられ、それぞれの支援内容は以下のように整理されます。

#### <国>

ビザ発行手続きや身元保証人手配、渡航支援、在留資格手続き支援など、主に「避難入国」における支援を提供している。

#### <地方自治体>

社会保険、免税手続きの他、公営住宅や物資提供、一時支援など、「居住生活」における支援を提供している。

#### <公的支援団体>

「避難入国」「居住生活」「社会参画」の各段階において、渡航費・住環境整備費・生活費等の資金的援助や国際交流の促進を目的とした支援活動を行っている。

#### <民間支援団体>

主に「社会参画」時において、交流イベントの開催や語学支援・通訳、就労支援の他、防災や言語対応機関など地域情報の提供やメンタルケアを中心に支援活動を行っている。

国、地方自治体や公的支援団体による避難民の受け入れプロセスは、定住に向けた環境整備が中心であり、避難民特有の課題を踏まえた支援制度の確立には至っていません。

そのため、難民・避難民の「心身のケア」や「社会参画」の観点から、在日外国人・コミュニティが中心となって運営する民間支援団体の役割・存在が重要になっています。



図表2：日本国内における支援者と主な支援内容

支援者 (主なステークホルダー)	主な支援内容	支援フェーズ (○:対応、△:一部対応、-:未対応)		
		避難入国	居住生活	社会参画
国 (外務省、出入国在留管理庁等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビザ発行手続き、身元保証人手配</li> <li>渡航支援、在留資格手続き 等</li> </ul>	○	-	-
地方自治体 (都道府県、市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険、免税手続き</li> <li>公営住宅や物資提供、一時支援 等</li> </ul>	-	○	-
公的支援団体 (国際交流協会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難民に対する生活費・渡航費・住環境整備費等の資金的援助</li> <li>地域の国際化、住民参加の国際交流の促進 等</li> </ul>	△	△	△
民間支援団体 (NPO法人等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流イベントの開催、語学支援・通訳、就労支援</li> <li>防災や言語対応機関など地域情報の提供、メンタルケア 等</li> </ul>	-	△	○

出所：各種資料よりPwC作成

## PwCコンサルティングの取り組みとNPO法人KRAIANY

このような状況を踏まえ、PwCコンサルティング合同会社（以下、PwCコンサルティング）では、2022年6月から国内最大の在日ウクライナ団体であるNPO法人KRAIANY（以下、KRAIANY）に対して、ウクライナ避難民の支援および社会課題解決に向けた支援活動（SPDP）の提供を開始しました。

KRAIANYでは、在日ウクライナ人の組織であることを活かし、ウクライナ避難民に対して避難民が行政からは得られない細やかな支援を提供しています。

### <KRAIANYの主な活動>

- 日本特有の手続き・慣習に関する支援（印鑑登録、銀行口座の開設、生活インフラの契約、ゴミ出しルール、災害や緊急対応）
- 語学講座の提供、通訳・翻訳支援（医療機関への同伴なども含む）
- ウクライナ語による生活支援に関するセミナー、ラジオ、SNS、ポータルでの情報発信
- 在日ウクライナ人コミュニティの提供（隔週開催の在日ウクライナ人児童・生徒向け日曜学校にて、保護者や避難民向けコンテンツを提供）
- 日本語が話せない避難民のNPO活動内での就労機会の提供
- ウクライナ本国への支援活動や避難民支援の活動資金創出のためのチャリティ活動

PwCコンサルティングがKRAIANYと連携した支援活動を通して、ウクライナ避難民に対する支援を十分なものにするために必要な、以下の課題が浮き彫りとなりました。

### <見えてきた課題>

- 行政の生活支援情報や体制が市区町村ごとに異なるため、支援者の中で暮らしに関する問い合わせ対応に苦慮しており、支援情報のハブ化が必要であること。⇒①避難民の生活基盤を整える支援の拡充
- 避難民の社会参画を促す上では、民間支援団体単独ではなく、行政や地域住民を巻き込んだコミュニティ・共生活動が必要であること。⇒②避難民の社会参画支援の拡充

次章以降では、ウクライナ避難民の「①生活基盤を整える支援」「②社会参画支援」の2点から見えてきた社会課題について触れていきます。





## 3

# KRAIANYの支援を通して見えた 社会課題と解決への方向性

### ① 避難民の生活基盤を整える支援

#### 日本国内の行政による生活基盤支援の現状（背景）

前述のとおり、避難民の生活支援にあたっては、入国から定住まで、国、地方自治体、公的支援団体、民間支援団体といったさまざまなレイヤーで支援が展開されています。その中で、生活基盤を整える支援や社会参画支援など、より生活支援に近い領域は、基礎自治体や民間に近い国際交流協会やNPO法人などの団体が主に担うことになります。

ロシアによるウクライナ侵攻後、避難民を支援する動きは国内各所で活性化しましたが、より生活に近い領域での支援を提供する自治体による避難民支援は、体制や内容がそれぞれ異なることが、私たちのプロボノ活動を通じて浮き彫りになりました。

例えば、一定の自治体では社会保険料の無償化、生活一時金の支給、公営住宅の提供などを行っています<sup>7</sup>、専任窓口の設置、語学支援などの詳細については自治体間で対応が異なります。2023年1月～2月に行われた、避難民を受け入れている自治体を対象としたアンケートでは、25%の自治体が「十分な支援ができていない」と回答しています<sup>7</sup>。通訳が不足していたり、働く場が提供できていなかったりなど、課題を抱えている自治体が一定程度あることがうかがえます。

なお、これらの課題は避難民特有の課題ではなく、在日外国人にも共通します。外国人共生支援は基本的には自治体・地域単位で行われ、充実度にばらつきがあるのが現状です。

#### 一体的な情報提供・支援の必要性（課題）

避難民が日本社会での生活基盤を整えるにあたっては、日本独自の慣習や手続きに一定のハードルがあります。KRAIANYは同胞としてそれらの相談の受け皿となっており、問い合わせに対しては、集中的に支援を行っています。例えば、印鑑、ライフライン（ガス・水道・電気・通信）、ゴミ出し、語学支援（語学講座、医療同伴）といったものについては、サポートニーズが特に高くなっています。

ただし、支援にあたっては、避難民の居住自治体ごとに提供される支援や制度等が異なるため、KRAIANYとしても、アドホックな支援になりがちという課題がありました。

ウクライナ避難民支援の現状を見ると、各地域において、さまざまな支援団体が独自の取り組みを行っている様子<sup>8</sup>がうかがえます。行政やNPOがそれぞれに支援を充実させることは非常に重要である一方で、地域を超えた支援にあたっては、地域ごとの取り組みの差異は、連携のしづらさという新たな課題につながるとも言えます。

このように、団体間での情報共有といった連携や、情報の集約化・ハブ化が構造的な課題となっていることを受け、私たちは、東京都の避難民在住自治体の支援情報を市区町村ごとに整理し、支援情報を一覧化することで、自治体ごとの支援体制の可視化を試みました。一覧化したデータベースは、ウクライナ語を含む多言語対応とし、避難民自らによる情報検索を一定程度可能にすると同時に、KRAIANYが

7 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230223/k10013989111000.html> (2023年11月14日閲覧)

8 [https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2023/09/wha\\_pro\\_sup\\_ukraine\\_in\\_jap\\_05.pdf](https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2023/09/wha_pro_sup_ukraine_in_jap_05.pdf) (2023年11月14日閲覧)



避難民から問い合わせを受けた際に、こういった支援が必要なのか理解できるものとなりました。

多くのステークホルダーが関わる避難民支援では、一体的な支援提供にあたって、情報集約やステークホルダー間の連携機能が求められます。PwCコンサルティングの支援

は一例ですが、例えば今後、ピアサポートを提供している在日ウクライナ人団体が自治体とのリレーションを構築したり、団体として公的支援補助金を得たりといった局面では、手続き・制度を読み解ける日本人の支援が入ることで、よりスムーズな連携が可能になると考えられます。

図表3：自治体支援情報データベース（一部）

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
1	凡例：	【UK】：ウクライナ語で相談や手続きができます	Консультації та проце	uk	概要や説明をウクライナ語で閲覧できます（自動翻訳）（@uk）はGoogle機械翻訳になります									
2		【EN】：英語で相談や手続きができます	Консультації та процедури мо:	en	概要や説明を英語で閲覧できます（自動翻訳）									
3		【JA】：手続きや相談は原則日本語で行います	В принципі, процедури т:	ja	概要や説明を日本語で閲覧できます									
4														
5				東京都共通	Загальнонаціональний/загальн link									
6		公開情報項目		①日本の基本的なしくみや制度の理解	Розу uk en ja					市区町村 市政廳/自治体 → link				
7	▼区(60)	相談窓口	Вікно консультації	【UK】 避難民相談窓口	【UK】 Консультацій	uk	en	ja		②外国人向け地域行政手続きとサービス		uk	en	ja
8		入国・在留手続き	Процедури імміграції	【UK】 東京都	【UK】 Консультацій	uk	en	ja		【EN】 お問い合わせ	【EN】 Вікно консульта	uk	en	ja
9		都内の窓口・サービス	〇〇〇〇〇〇							【EN】 在住外国人向け	【EN】 Інформація для	uk	en	ja
10		緊急・災害・防犯	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	多文化共生ポータル						※外国人向けハンドブック				
11		市区町村の手続き	〇〇	・生活に役立つ情報						はないため以下日本人				
12		医療・介護		・災害情報						向け公開情報				
13		年金・福祉		・日本語学習支援										
14		税金												
15		出産・子育て		・国際交流協会										
16		教育												
17		くらしのルール（ゴミだしルール...）		※重複が多いため、										
18		雇用・労働		まずは市区町村の										
19		住居・すまい		公開情報をご確認ください										
20		交通・乗り物												
21		ライフライン（水道電気ガス）												
22		通信・郵便・金融												
23		語学支援・日本語教室								【EN】 日本語教室、通	【EN】 Японський клас	uk	en	ja

出所：自治体HP等よりPwC作成

図表4：支援情報の集約経路



出所：PwC作成



## ② 避難民の社会参画支援の拡充

### 紛争長期化に伴う、避難民にとっての社会参画の重要性

避難から一定程度の時間が経過し、多くの国内ウクライナ避難民の最低限の日常生活は、行政や民間の支援により整いつつあります。

その一方で、避難民という性質上、言語の壁もあり依然として就労が難しく、社会的役割を果たしたり地域コミュニティへ参画したりするための足掛かりが得られず、社会から孤立している避難民も一定数います。

特に紛争に対する自身の無力感、故郷を離れた罪悪感、解決の見通しが立たない将来への不安・焦りの増幅も予想されます。紛争長期化から欧州各国で顕在化しているような、各国内での支援に対する支持率の低下を防ぐとともに、ウクライナ避難民の尊厳を守るためにも、避難民が経済的・社会的に自立することが次のステージの支援として求められています<sup>9</sup>。

### 言語支援と並行して行う、社会参画へのピアサポート

避難民の社会参画において最も大きな障壁は「言語の壁」であり、それをサポートしながら社会的役割を果たせる居

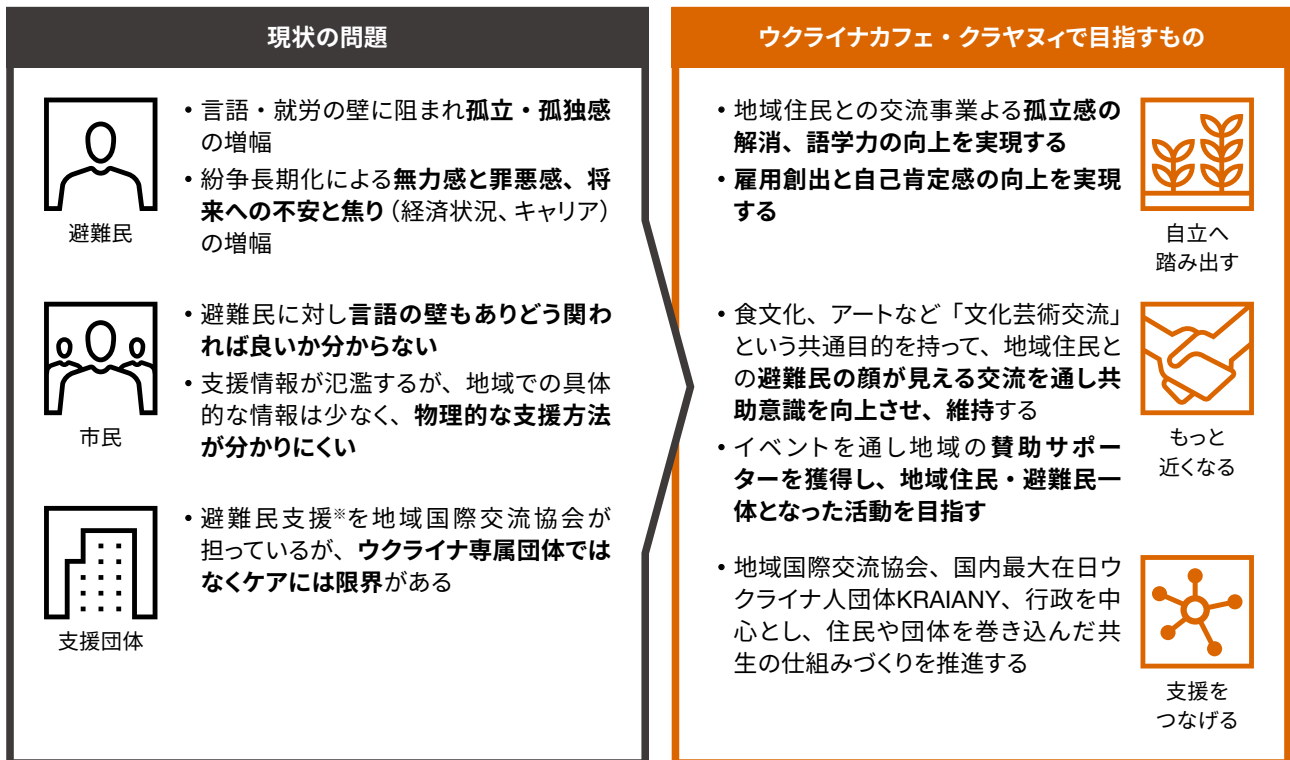
場所を提供する支援が必要です。しかし日本国内にはウクライナ語話者が少ないこともあり、行政による支援は避難民特有の事情に寄り添った社会参画支援にまでは至っていません。

そうした言語の壁に対し、ウクライナ避難民支援における公民の架け橋となっているのが、関東圏最大の在日ウクライナ人コミュニティであるKRAIANYのピアサポートです。

2022年2月より児童向けウクライナ日曜学校の避難民無償受け入れ、日本語や日本の生活講座の開催、国際交流活動団体であることを活かした地域住民向け国際交流イベントでの食品や伝統工芸ワークショップの運営スタッフとしての雇用創出など、コミュニティ全体で避難民の居場所づくりに貢献してきました。

そのKRAIANYがピアサポートの仕組みづくりの一環として2023年4月から本格的に始動させたのが、「ウクライナカフェ・クラヤヌイ (KRAIANY)」を拠点とした避難民雇用と地域住民との交流を創出する、地域共生に向けた取り組みです。

図表5：KRAIANYが目指す避難民と地域住民との共生事業のコンセプト



\*本資料での避難民は全てウクライナ避難民のことを示す  
出所：PwC作成

9 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240221/k10014365931000.html> (2024年4月1日閲覧)

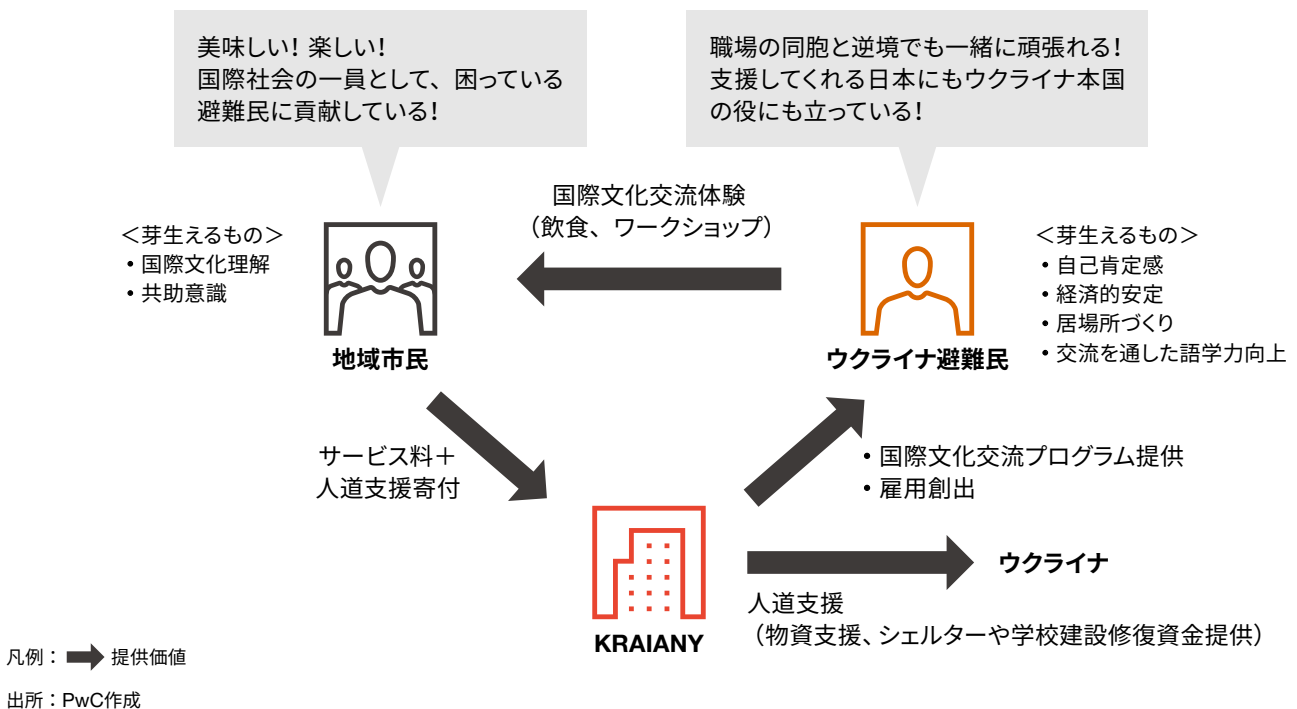
## ウクライナ避難民と地域住民との共生事業

2023年10月時点で5名の避難民スタッフが従事するウクライナカフェ・クラヤヌイ（KRAIANY）では、ウクライナ避難民と地域住民との地域共生事業として、ウクライナ避難民の尊厳を実現しつつ、その支援活動が地域住民にとっても有益であるWin-Winの関係が長期にわたり持続可能であることを目標に、コンセプトづくりを行いました。

モデルはKRAIANYの国際文化交流活動での飲食提供やワークショップなどの海外文化体験提供であり、それらをサービスとして提供し、その報酬をウクライナ避難民の雇用へつなげることを目的としています。

事業の具体化に向けては、ウクライナ語話者の確保や活動資金獲得などさまざまな課題がありますが、次章では、KRAIANYがどのように地域住民を取り巻くステークホルダーとの関係構築を進めたのかを紹介します。

図表6：KRAIANYが目指す国際文化交流を通じた日本人とウクライナ避難民の持続可能な共生モデル



## 公民一体となった共生事業の枠組みづくり

本取り組みにおいては、「いかに多くの地域住民に関心を持ってもらうか」が共生事業自走化の鍵となるため、積極的に大きな地域コミュニティへ入り込み、ワークショップなどのサービスを提供することを目標としました。

本事業ターゲットのウクライナ避難民スタッフには、女性高齢者や、小さな子どもを抱える母親が多いことを踏まえ、「シニアクラブなど高齢者コミュニティ」「母子コミュニティ」「小中学校」など、平日の日中に交流機会を持ちやすく、避難民スタッフに近いコミュニティをターゲットとしました。

これらの多くが行政の管轄するコミュニティであり、どのように協力体制を構築するかがNPO法人としての課題となりました。そこで仲介役となったのが、2022年よりKRAIANYと深い親交のある地域国際交流協会です。

地元自治体では2022年の侵攻以降、避難民へ国保税と介護保険料の独自免除を行うだけでなく、国際交流協会、世界連邦運動協会、スポーツと文化財団、青年会議所など

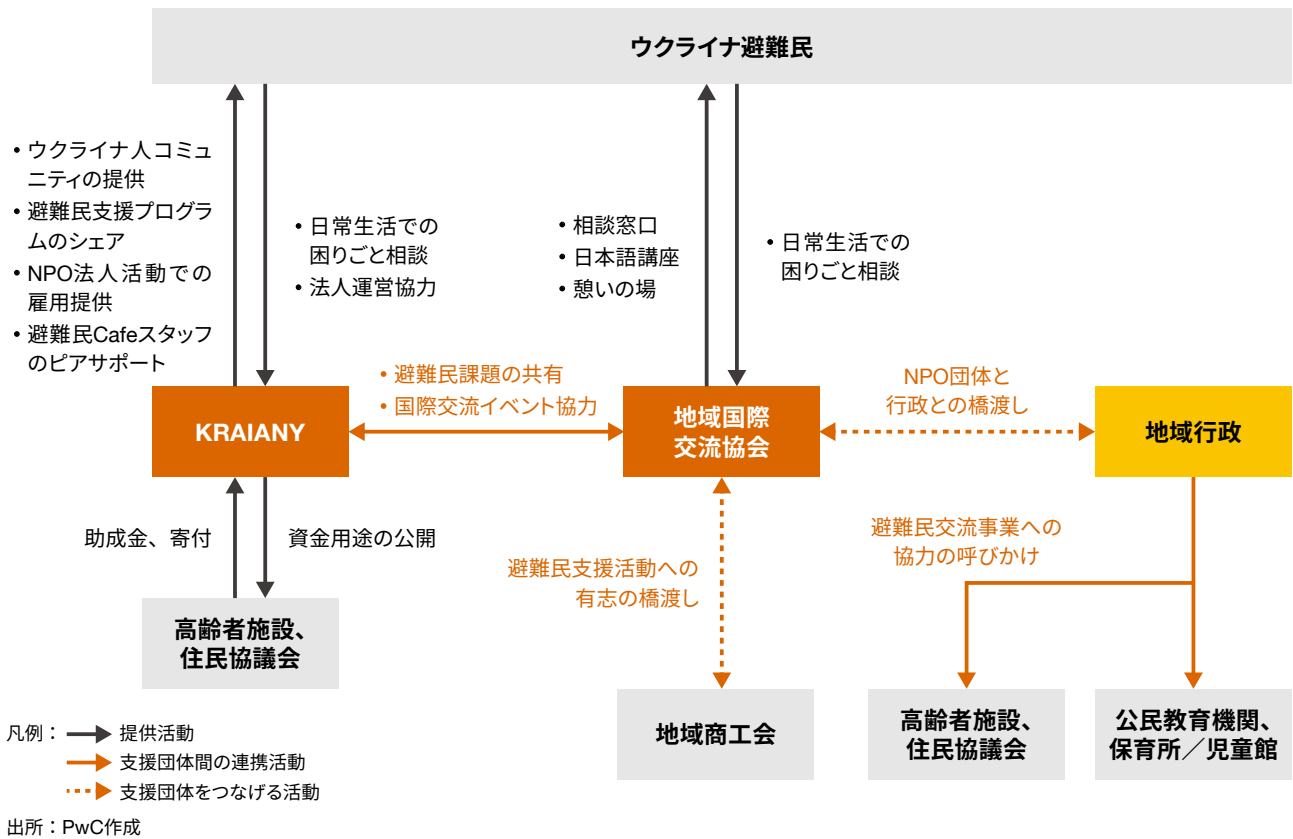
をあげてウクライナ文化の理解を深める特別企画事業を推進してきました。

地域国際交流協会には、国際文化理解を深める企画においてウクライナ文化や侵攻に関するテーマを取り扱うなどの交流を積み重ねた背景実績をもとに、KRAIANYと避難民支援活動に関する情報交換を行っていただきました。さらに行政との橋渡しに協力いただき、地域行政管轄のコミュニティへのアプローチを実現しました。

また地域国際交流協会からは地域就労支援団体からも避難民の就労支援の申し出があるなど、地域国際交流協会を中心に避難民支援活動が公民ともに広がる動きがあります。

単独でウクライナ避難民支援を行う団体は全国に多々ありますが、地域の自治体や各支援団体のハブとなり、各支援団体とつなぐ活動は多くありません。今回は地域の国際交流協会との継続的な対話が、公民一体となった事業の大きな推進力となりました。

図表7：ウクライナ避難民と地域住民との共生に向けた取り組み



### ③ 地域共生に向けて

以上のように、日本国内のウクライナ避難民支援にあたっては、生活基盤を整える仕組みづくりと、社会参画を促す地域共生の仕組みづくりが重要であるため、PwCコンサルティングではプロボノ活動を通じて両方の支援を行ってきました。避難民支援にあたっては、ピアサポートを提供できるKRAIANYのような在日ウクライナ人コミュニティや行政に加え、両者を媒介できる民間団体など、さまざまなステークホル

ダーの協力により、総合的な支援が可能となります。避難民の来日から約2年が経過し、時間とともに必要な支援の内容が変化することも踏まえると、地域での共生に向けては、バックグラウンドの異なるステークホルダーがコミュニケーションを取りながら必要な支援を行っていくことが、今後も重要だと考えられます。





## 4

# PwCコンサルティングの SPDP活動における今後の取り組み

PwCコンサルティングのプロボノプログラムは、2017年の発足以来、子どもの貧困や地方創生、D&Iの推進など、さまざまな社会課題に取り組むNPO・NGOを支援してきました。

今回の取り組みは、日本社会において既に顕在化している課題とは異なり、ロシアによるウクライナ侵攻という国際社会における喫緊かつ重大な課題に対して、PwCコンサルティングのメンバーが自分たちが貢献できることを主体的に考え、行動を起こした結果として結実したものです。

今後もPwCコンサルティングでは、本業だけでなく、プロボノ活動をはじめとする社会貢献活動に積極的に取り組むことで、社会課題に対する洞察力・解決力を高めていくだけでなく、課題を解決する意思を持つメンバーを育てていくことに注力します。

また、社会が大きく変わる中で発生する新たな社会課題に対して目を向け、その解決を支援するリーダーとなるべく行動を推進していきます。

PwCコンサルティングのプロボノに関する直近の取り組み状況は、インパクトレポートの形式で取りまとめています<sup>10</sup>。その中で、今後のSPDP活動として、以下の指針を示しています。

1. 課題解決に関わるステークホルダーにとって有益な社会的インパクト測定・マネジメントにチャレンジすること
2. 非営利団体等の経済的強靱化に向け、ソーシャルセクターと社会的インパクト投資家／寄付者とのエンゲージメント強化に貢献すること
3. ソーシャルセクターとビジネス／パブリックセクターの橋渡しを行うこと。その過程でSPDP活動自体も進化を遂げて、さらなる難課題に取り組む実力をつけること
4. ソーシャルセクターの位置づけや働き手の地位向上に貢献すること。ビジネスセクターと対等のパートナーと見なされる状態を目指すこと

これらを通じて、PwCのPurpose（存在意義）である「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」ことを、引き続き目指していきます。



<sup>10</sup> 2023年度版のインパクトレポートは下記のURLから参照可能。  
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/social-impact-initiative.html>

# 5

## 座談会（編集後記に代えて）

### 企画趣旨

本レポートでは、在日ウクライナ団体であるKRAIANY支援における事例を紹介しました。

PwCコンサルティングによる支援の段階でのKRAIANYの避難民社会参画支援は「就労」がメインであったため、本章では、ここまでの支援内容では触れられていない「子どもの学習権」について、KRAIANY日曜学校運営メンバーとPwCJapanの多文化共生チームとで座談会を実施し、今後日本が目指すべき姿について考察します。

世界各国に避難しているウクライナの方々にとって、子どもの学習を継続させるため、避難先での教育アクセスが重要な課題となっています。例えばユニセフによると、ポーランドでは2023年7月時点でも、半数以上の学齢期の子どもがポーランドの公教育を受けておらず、オンライン教育に頼っていると指摘されています<sup>11</sup>。ウクライナ避難民の子どもの公教育へのアクセス確保は、今後、中長期的に地域社会での共生を実現していくためにも重要となります。また、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻後、日本に避難したウクライナの方々の中には、子どもも多く含まれています。

今回、多様なバックグラウンドを持つPwC Japanのメンバーが、避難民の子どもの学習環境や課題をテーマにKRAIANYのオレナ スヴィドランさんに伺い、地域共生のために何が必要かについて対談を行いました。

### 参加者紹介

オレナ スヴィドランさん：NPO法人日本ウクライナ友好協会KRAIANYの理事で、日本在住歴は17年。日本では英語教員として公立高等学校に勤務。2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻後は、来日した避難民の各種サポートを行っている。

レイチェル チョウ：PwC Japan有限責任監査法人（多文化共生チーム）

花田 佳文：PwC税理士法人（多文化共生チーム）

ジョン ヘイン：PwCコンサルティング合同会社（SPDP KRAIANY支援）

成田 真惟子：PwCコンサルティング合同会社（IPS I&D Nationality）

篠原 今日子：PwCコンサルティング合同会社（SPDP KRAIANY支援）

### 座談会

#### ウクライナから日本へ避難した子どもの現状

**レイチェル チョウ（以下、レイチェル）**：ウクライナからの避難民の中には、学齢期の子どももいると思います。子どもたちは、今どのような生活を送っているのでしょうか。

**オレナ スヴィドランさん（以下、オレナ）**：ウクライナ避難民の子どもは、日本の学校に通いつつ、ウクライナ語による教育をオンラインで受けていることが多いです。2つの学校に通うため、宿題が大変だという声も聞きます。

日本の学校になじんで日本人の友だちをつくることができている子もいる一方で、学校になじめなかった場合は、学習機会がオンラインのウクライナ語教育のみに限られるケース

もあります。対面で学ぶ機会がないのは、学齢期の子どもにとってとても問題だと思っています。

なお、一定の年齢に達するまでは、子どもは普段の生活の中での言語習得が非常に速いため、そうした子たちは、避難して約2年で日常会話は問題なくできていると思います。

**レイチェル**：子どもと言っても、年齢や教育段階、個々人によって課題は異なるということですね。

**オレナ**：そうですね。日本の学校になじめていても、ウクライナの友だちと母国語で話したいという気持ちが芽生えることもあります。在日ウクライナ人が運営するKRAIANYでは、ウクライナ侵攻が始まる前から開催してきた在日ウクライナ

11 <https://www.unicef.org/eca/press-releases/more-half-ukrainian-refugee-children-not-enrolled-schools-poland-unicef-unhcr>

人の子ども向け日曜学校に、避難民も受け入れ、ウクライナ人同士の交流の機会をつくっています。

KRAIANYの経験からは、在日ウクライナ人や避難民のコミュニケーション機会について、東京はまだ良いのですが、地方になると確保が難しくなります。オンラインでも良いので集まろうという動きはあり、そうしたコミュニティで避難民を支えることができれば良いのですが、コミュニティ形成ができていのかどうかについて地域差があると思います。

### 生活言語と学習言語の違い

**花田 佳文 (以下、花田)：**オレナさんが仰っていたように、一般的には13歳以下の子どもの方が言語については学習が速く、数カ月程度でも、一般生活に関する言語を取得できると言われています。外国籍の両親とともに来日した場合、親の言語面での補助や、言語発達が未熟な自分より小さな子どものサポート役を担うケースもあります。

**オレナ：**スロバキアにいる親戚も同じような課題を抱えています。10歳、16歳の子どもがいますが、下の子はすぐにスロバキア語を話せましたが、上の子はなかなか進んでいないようです。

**花田：**生活場面の言語は双方向のコミュニケーションの中で理解しやすい一方で、学習に使う言語はそれとは異なる性質を持つと言われています。

**オレナ：**日本に来ているウクライナ避難民の子どもが一番苦労しているのは、学習に使う言語だと思います。学習場面ではアシスタントがいないと苦労しますが、支援が足りていないと思います。言語を早く習得できる年齢が低い子であれば、学習言語も徐々に学んでいける部分はあると思いますが。

**花田：**学習に使う言語に慣れるためには、生活場面の言語に比べて複雑な概念を理解する必要があります。例えば、子どもが高校で「素因数分解」などの概念理解に課題が出て、学習についていけず、学校を卒業することができなかった場合、就職の選択肢の幅が狭くなってしまいます。日本語教育の推進に関する法律<sup>12</sup>がありますが、罰則規定がないので、実行力には疑問符がつきます。こうした課題は、学習言語のサポートで改善する部分があるので、そのサポートを充実していく必要があると考えています。

**オレナ：**そういう面では、日本のインターナショナルスクールが環境面で望ましいですが、学費が高いため、全ての子どもにとって現実的な選択肢とはなりません。

### 地域での多文化共生に向けて

**オレナ：**日本で教育の仕事に携わっていて、外国ルーツがある子どもは、ウクライナ避難民の子どもと同じような課題を抱えていると実感しています。片方の親が日本人であれば違う状況ですが、両親と一緒に海外から日本に移住した場合は、課題を抱えている場合があります。

多文化共生は日本人含め皆がやろうと思っていますが、もちろんなじているケースもありますが、外国人もどのように社会に入っていけばいいのかわからないケースがあります。

**レイチェル：**本日、PwC Japanからは、これまでさまざまな国で教育を受け、生活してきたバックグラウンドを持つメンバーが参加しています。それぞれの経験から、何か意見はあるでしょうか。

**ジョン ヘイン：**まずは子ども自身のsense of belonging<sup>13</sup>の問題が気になります。私自身、色々な国で育ってきましたが、周囲から「あなたは違うね」という視線で見られることが多くありました。そうした体験を経ると、自分自身をネガティブに捉えてしまう可能性があります。違うことが当たり前な環境があれば、ポジティブに捉えられると思っています。

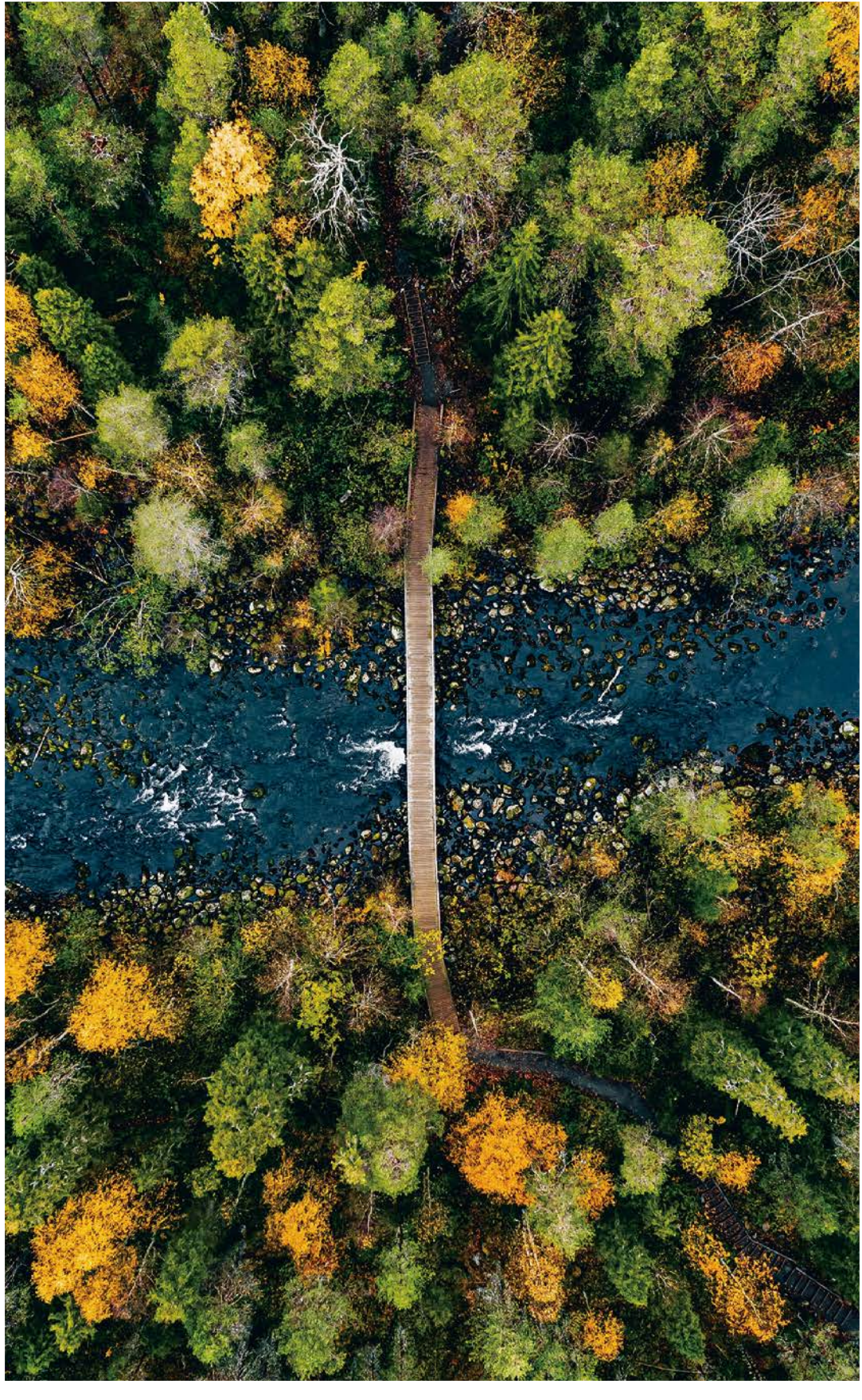
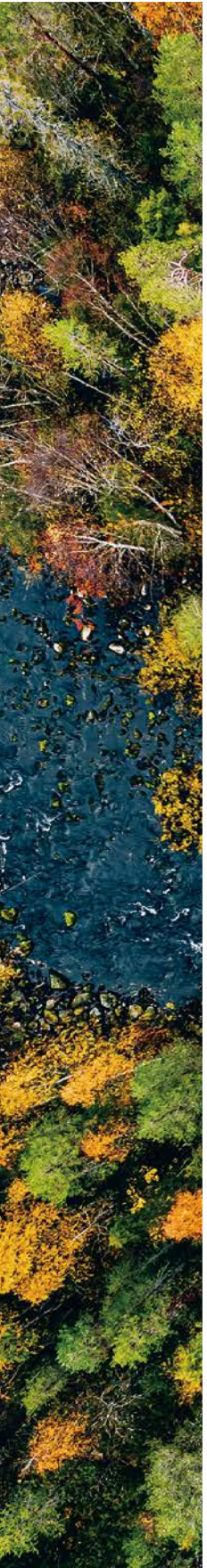
**成田 真惟子：**私は幼少期にイギリスに行き、その後帰国しましたが、自分のルーツがどこなのかという迷いがありました。ウクライナから来た子どもたちは、今後sense of belongingに迷いが生じるかもしれませんが、それを強みと捉えられるような環境があると良いと思います。

**篠原 今日子：**私も幼少期をカナダで過ごしましたが、日本に帰国して、まず気候の違いになじむのに時間がかかりました。言語面以外でも、ハードルがある場合があります。そのあたりを、周囲が気づいてあげることが重要だと思います。

**レイチェル：**子どもは未来を担う存在なので、ウクライナから避難してきた子どもを含め、違う文化圏にルーツを持っている子どもが経験し得るハードルや課題に気づいて、手助けすることが重要です。子どもたちがsense of belongingを感じて、どこかに属している安心感を与えられるよう、受け入れる側の地域社会が取り組んでいけると良いと感じました。

12 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/other/suishin\\_houritsu/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html)

13 帰属意識。ある集団に属している、その集団の一員であるという意識や感覚を指す。





## 執筆者



**宮城 隆之**  
パートナー  
PwCコンサルティング合同会社



**田中 大介**  
パートナー  
PwC Japan有限責任監査法人



**下條 美智子**  
ディレクター  
PwCコンサルティング合同会社



**折原 涼太**  
マネージャー  
PwCコンサルティング合同会社



**沼智 晶**  
マネージャー  
PwCコンサルティング合同会社



**レイチェル チョウ**  
マネージャー  
PwC Japan有限責任監査法人



**鈴木 亜希子**  
マネージャー  
PwCコンサルティング合同会社



**篠原 今日子**  
シニアアソシエイト  
PwCコンサルティング合同会社



**ジョン ヘイン**  
アソシエイト  
PwCコンサルティング合同会社

# お問い合わせ先

**PwC Japanグループ**

<https://www.pwc.com/jp/ja/contact.html>



**[www.pwc.com/jp](https://www.pwc.com/jp)**

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwC Japan有限責任監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびブローダーアシュアランスサービス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約11,500人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は[www.pwc.com](https://www.pwc.com)をご覧ください。

発刊年月：2024年7月 管理番号：I202405-18

©2024 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](https://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.